

京都大学東南アジア研究所規程

(平成十六年達示第四十四号)

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学東南アジア研究所(以下「東南アジア研究所」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第二条 東南アジア研究所は、東南アジア地域に関する総合研究を行うことを目的とする。

(所長)

第三条 東南アジア研究所に、所長を置く。

2 所長は、東南アジア研究所の教授をもつて充てる。

3 所長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 所長は、東南アジア研究所の所務を掌理する。

5 前各項に定めるもののほか、所長に関し必要な事項は、協議員会が定める。

(副所長)

第四条 東南アジア研究所に、副所長二名を置く。

2 副所長は、東南アジア研究所の教授をもつて充てる。

3 副所長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 副所長は、所長の職務を助ける。

5 前各項に定めるもののほか、副所長に関し必要な事項は、所長が定める。

(協議員会)

第五条 東南アジア研究所に、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

(研究部門等)

第六条 東南アジア研究所の研究部門は、次に掲げるとおりとする。

統合地域研究研究部門

人間生態相關研究部門

社会文化相關研究部門

政治経済相關研究部門

地域研究第一客員研究部門

地域研究第二客員研究部門

東南アジア諸語文献客員研究部門

2 東南アジア研究所に、地域研究情報ネットワーク部及び地域研究企画推進室を置く。

(研究科の教育への協力)

第七条 東南アジア研究所は、次に掲げる研究科の教育に協力するものとする。

医学研究科

アジア・アフリカ地域研究研究科

(事務組織)

第八条 東南アジア研究所に置く事務組織については、京都大学事務組織規程(平成十六年達示第六十号)の定めるところによる。

(内部組織)

第九条 この規程に定めるもののほか、東南アジア研究所の内部組織については、所長が定める。

附 則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

一 京都大学東南アジア研究センター規程(平成元年達示第二十六号)

二 京都大学東南アジア研究センター協議員会規程(昭和四十四年達示第三号)

三 京都大学東南アジア研究センター所長候補者選考規程(昭和四十五年達示第二号)